

## 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算に関する届出書

事業所・施設の名称						
事業所・施設種別	① 児童発達支援センター      ② 児童発達支援事業所      ③ 放課後等デイサービス					
1 異動区分	① 新規      ② 変更      ③ 終了					
2 配置する専門職員の状況		配置する専門職員の職種			障害児支援に従事した経験年数	
	1人目					
	2人目					
3 支援体制の状況 (中核機能強化加算(Ⅰ)を算定する場合のみ)	各職種の職員数(常勤換算)					
	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	看護職員	心理担当職員	保育士(備考5) 児童指導員(備考5)

備考1 「施設種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に○を付けてください。

2 「配置する専門職員の職種」は、以下の職種のうちいずれかに該当するものを記入してください。なお、基準人員に加えて(児童指導員等加配加算又は専門支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。)配置する(加配する)者について記載してください。

※対象となる職種

以下の職種であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者(常勤専任による配置)。経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員

3 「障害児支援に従事した経験年数」欄は、配置する専門職員について、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に従事した経験年数を記入すること。なお、5年以上従事した経験がない場合、加算の対象になりません。

4 中核機能強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定する場合には「1人目」欄及び「2人目」欄に、中核機能強化加算(Ⅲ)を算定する場合には「1人目」欄に記入されている必要があります。

5 「支援体制の状況」欄の保育士・児童指導員は、障害児通所支援又は障害児入所支援に3年以上従事した者である必要があります。また、従事歴などの実務経験については、それを証明する書類を添付してください。

6 「支援体制の状況」欄において、常勤換算により1以上配置する職種が5つ以上ないと算定できません。なお、この配置については、以下の点に留意してください。

- ・ 基準人員、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算により加配した人員、上記イ及びロの人員でも可能とする。
- ・ 配置すべき者に係る職種のうち2職種までは常勤換算ではない配置によることも可能である。
- ・ 同一者が複数の職種を有している場合には、2職種までに限り評価を可能とする。

7 資格等を求める配置については、配置する職員の資格等を証明する書類を添付してください。